

申告に必要なもの

ご準備がないと受付できませんので、必ずお持ちください。

- ①申告書 (送付された方は必ず持参してください。)
- ②本人確認書類 (次のいずれかの提示が必要です。)
 - ・マイナンバーカード (個人番号カード)
 - ・個人番号通知カード (個人番号記載の住民票も可) と運転免許証などの身分証明書
 ※配偶者控除や扶養控除などを適用する際には、配偶者や被扶養者のマイナンバー (個人番号) の記載も必要となります。
- ③給与・公的年金などの源泉徴収票 (令和5年分)
- ④社会保険料控除証明書 (国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の支払済通知ハガキや領収書、国民年金保険料の控除証明書、任意継続証明書など)
- ⑤生命保険料・地震保険料などの申告用払込証明書
- ⑥障害者控除を受けられる方は、障害者手帳や療育手帳、障害者控除対象者認定書 (要介護認定を受けている方は、介護保険課または各総合事務所にて認定書を発行しています。)
- ⑦医療費控除を受けられる方は、医療費の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
 - ※医療費の明細書は、あらかじめ整理し、まとめたものをお持ちください。
 - (明細書は個人ごと並びに医療機関ごとに支払額、保険金などから補てんされる額の合計を記載してください。)
 - ※領収書は各自で5年間保存してください。
- ⑧農業・営業・不動産などの所得がある方は収支内訳書
 - ※農業所得の帳簿などは、あらかじめ整理し、まとめたものをお持ちください。
- ⑨本人の口座番号がわかるもの (計算の結果、確定申告に変更する際に必要な場合があります。)
- ⑩その他申告に必要なと思われる証明書、領収書など

* 代理人による提出の場合、委任状など本人の代理人であることがわかる書類および代理人の身分証明書と申告者本人の個人番号確認書類の写しが必要です。

* 郵送による提出の場合、マイナンバーカード (両面) もしくは個人番号通知カードと身分証明書の写しを同封してください。

所得税確定申告

☎ 中津川税務署 (☎66-1202)

確定申告は、自宅からスマホで!

令和5年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「ご自宅等からのe-Tax申告」をぜひご利用ください。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、所得税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書、消費税の申告書の作成・送信が可能です。



作成コーナー

税務署が開設する確定申告会場

開設期間 2月16日(金)～3月15日(金) 9:00～17:00 (土日祝を除く)

※上記期間以外の申告相談日は、中津川税務署にお問い合わせください。

開設場所 中津川税務署1階会議室 (中津川合同庁舎)

入場には「入場整理券」が必要です

整理券は、確定申告会場での当日配付、または、LINEアプリを使ったオンラインによる事前発行で入手できます。整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いする場合があります。配付状況は国税庁ホームページから確認できます。



会場では、基本的にご自身のスマホで申告していただきます

事前にマイナポータルアプリをインストールし、マイナンバーカードをご持参いただくとスムーズに申告できます。

※マイナンバーカードの発行時に設定した下記のパスワードも必要となりますので、ご準備ください。

・利用者証明用電子証明書 (数字4桁) ・署名用電子証明書 (英数字6桁～16桁)

LINE
友だち追加

市・県民税の申告と 所得税の確定申告



☎ 税務課 (☎内線143)

令和6年度の市・県民税申告(令和5年分の所得)と、令和5年分の所得税の確定申告の受付が始まります。申告・相談は期間内にお出かけください。

※「市・県民税申告」と「確定申告」では受付期間・会場が異なります。お間違えのないようお出かけください。

申告にはマイナンバー (個人番号) および本人確認書類が必要です。

市・県民税申告

受付期間 2月6日(火)～3月15日(金) 9:00～12:00、13:00～16:00
(土日祝を除く)

受付会場

地区	受付期間 (土日祝を除く)	会場	地区	受付期間 (土日祝を除く)	会場
落合	2月6日(火)	落合公民館	福岡	3月5日(火)～3月8日(金)	福岡総合保健福祉センター
蛭川	2月7日(水)～2月9日(金)	蛭川総合事務所	神坂	3月11日(月)	神坂事務所
坂本	2月13日(火)～2月14日(水)	坂本事務所	付知	3月12日(火)～3月15日(金)	付知公民館
山口	2月15日(木)～2月16日(金)	山口公民館	中津 西 東 南	3月12日(火)	市役所 (4階大会議室)
阿木	2月19日(月)～2月20日(火)	阿木交流センター		3月13日(水)	
加子母	2月21日(水)～2月26日(月)	加子母公民館		3月14日(木)	
苗木	2月27日(火)	苗木交流センター	市内 全地区	3月15日(金)	
坂下・川上	2月28日(水)～3月4日(月)	坂下総合事務所			

※今回から、川上地区と坂下地区の申告会場が坂下総合事務所へ統合となりました。

川上総合事務所での申告受付は行いませんのでご注意ください。

- ・午前中は大変混み合いますので、午後以降にお越しいただくなど時間に余裕を持ってお越しください。
- ・お住まいの地区以外の会場でも受け付けます。ご都合の良い日程・会場へお越しください。

申告が必要な方

令和6年1月1日現在、市内に住所を有し、所得税の確定申告が不要な方で、以下の要件に該当する方

- ①給与所得や公的年金などのほか、農業・営業・不動産などの所得がある方
- ②医療費控除や保険料控除、扶養控除などの各種控除を受けられる方
- ③令和5年中の公的年金などの収入額が400万円以下で、かつ、公的年金など以外の所得が20万円以下の方

* 上記③の場合や、給与所得や退職所得以外の所得が20万円以下の場合、確定申告の必要はありませんが、市・県民税申告は必要です。

* 国民健康保険に加入している方や、各種補助金や給付金、支援金などの手続きで所得証明書や所得・課税証明書が必要な方は、所得がなくても市・県民税申告書の提出が必要です。

* 「住宅借入金控除の申告」や「土地・建物・株式の譲渡所得の申告」などの特殊な申告は、市では受付できない場合があります。税務署で申告をお願いします。